

**江東区男女共同参画推進センター
窓口等業務委託公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この実施要領は、江東区男女共同参画推進センター窓口等業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定を行う手続きについて、必要事項を定めるものとする。

2 募集の目的

江東区男女共同参画推進センター〈パルシティ江東〉（以下「推進センター」という。）は、江東区男女共同参画条例（平成16年条例第1号）第12条において、男女共同参画社会の形成に関する施策の実施、並びに区民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する取り組みの総合的支援の推進を目的としている。

推進センターの運営を行うにあたり、推進センターの目的及び区民サービスの向上を推進するため、当該業務について、最も適した事業者の選定を行うためのプロポーザルを実施するものである。

3 件名

江東区男女共同参画推進センター窓口等業務委託

4 令和6年度における委託内容

参考仕様書（別紙1）のとおり

5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を2回まで更新することができる。

6 令和6年度委託限度額

参考金額 41,118,393円（税込）

上記金額は目安であり、令和6年度の歳出予算について確約するものではなく、当該金額について減額する場合がある。

7 参加資格

以下の事項をすべて満たしていること。

- (1) 公的施設における窓口業務の運営を受託した実績があること。
- (2) 男女共同参画施策に関する業務に精通し、本委託業務を継続的、安定的に遂行できる能力を有すると認められること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 江東区における競争入札資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (7) 東京都内に本社または事業所を有していること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。

8 推進センターの概要

所在地	江東区扇橋3丁目22番2号
建物	鉄筋コンクリート造4階建（地下1階）3,421㎡ ※消費者推進センターと併設
施設内容	地下1階 音楽スタジオ、創作室、作品室 1階 展示交流コーナー、レクホール

- 2 階 事務室、情報資料室、保育室、会議室
消費者センター、活動室
- 3 階 会議室、研修室（3部屋）、和室
調理実習室、相談室
- 4 階 機械室、陶芸炉室

開館時間 午前9時から午後10時まで

休館日 毎月第2・第4月曜日（祝日にあたる場合を除く）
年末年始（12月29日から1月3日まで）

9 選定日程

内 容	日 程
公募開始	令和5年12月20日（水）
質問書の受付締め切り	令和6年1月10日（水）午後5時まで
質問に対する回答終了	令和6年1月17日（水）
企画提案の提出期限	令和6年1月23日（火）午後5時まで
1次審査結果通知	令和6年2月2日（金）までに通知
2次審査（プレゼンテーション）	令和6年2月9日（金）
審査結果通知	令和6年2月下旬
契約締結	令和6年4月1日（木）

※2次審査の日時・場所については1次審査通過者事業者に2月2日（金）までに通知する。

10 参加手続き

江東区男女共同参画推進センター窓口等業務委託業者選定委員会で、以下の手順により選定する。

（1）実施要領の公表

① 公募期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月23日（火）午後5時まで

② 方法

江東区ホームページにて公表する。

(2) 提出書類

参加希望事業者は、下記の書類を提出すること。また、提出時に提出物の一覧表を作成し添付すること。（様式任意）

①提案参加申込書の提出（様式1）

②団体（法人）概要書（様式2）

※補足資料として会社概要等のパンフレットを添付すること。

③誓約書（様式3）

④事業概要提案書一式（様式4及び提案書）

事業概要提案書（様式4）には以下の内容を簡潔に記載し、提案書（様式任意）は下記内容も盛り込み、A4サイズ計20頁までとし提出すること。

ア 男女共同参画に関する考え方

イ 個人情報保護・危機管理への取り組み・非常事態への対応

ウ 他自治体での実績（内容）について

エ 配置職員の確保と労務管理

オ 配置職員（執行体制）の1ヶ月のローテーション表（様式任意）

カ 配置職員の具体的な教育研修内容

⑤見積書

※令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年分）の経費を見積り、記載すること。

※様式任意とし、消費税を含む金額を記載するとともに、積算内訳を明記すること。なお、宛先は委員長宛とする。

ア 人件費

常勤職員、非常勤職員、福利厚生費、教育研修費など項目を詳細に記載する（記載は一括の金額でも良いが詳細を求める場合がある）。

イ 事業費

別紙1「参考仕様書」に記載されている内容にかかる経費を記載すること。

ウ その他の諸経費

受託者の本社等においてかかる経費などを、その他諸経費として項目ごとに詳細に記載すること。

※推進センター内での業務実施にかかる消耗品及び備品類は区のもの
を無償で提供する（ただし、目的外に利用したと判断した場合は、
受託者の負担とする）。

⑥他自治体委託実績書

発注者・業務内容・請負金額・契約期間・担当者等を記載すること。

⑦定款又はこれに類する書類（最新のもの）

(3) 提出部数

正本 1 部（表紙に会社名を記載する）

副本 8 部（表紙に会社名を記載せず、前項記載の④⑤⑥のみを提出）

(4) 提出方法

事故等防止のため、下記提出先まで持参とする。

(5) 提出先

江東区総務部男女共同参画推進センター管理係（江東区扇橋 3-2-2-
2 パルシティ江東 2 階）

(6) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（毎月第 2・第 4 月曜日、土・日・祝日を除く）

(7) 提出期限

令和 6 年 1 月 23 日（火）午後 5 時まで

(8) 実施要領の内容についての質問受付及び回答

①質問方法

質問は、質問票（様式 5）で電子メール又は F A X にて行う。上記以外の方法による問い合わせは受け付けない。

※現地説明会等を行わない。

②質問期限

令和 6 年 1 月 10 日（水）午後 5 時まで

③回答方法

令和 6 年 1 月 17 日（水）までに区ホームページにて公表する。

11 評価基準及び審査方法

(1) 評価基準

別紙3「評価基準」のとおり

(2) 審査方法

① 1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等により、評価基準に基づき実施し、評価が6割に達している事業者のうち、上位3者を第1次審査通過者として選定する。審査結果については、令和6年2月2日（金）までに参加事業者あて電子メールにて通知する。

② 2次審査（プレゼンテーション）

・日時及び場所

令和6年2月9日（金）江東文化センター6階第3会議室

・説明時間

プレゼンテーション20分程度。質疑応答を含む。

・説明方法

事業提案書により説明を行うものとし、追加資料の配付は認めない。説明は、管理責任者同席のもと、本業務を主体的に担当する者が行う。事業提案書の記載内容に限りパワーポイントの使用を認め、その際のパソコンは提案者が用意すること。プロジェクターは区が用意する。

③ 審査結果

令和6年2月下旬に、2次審査参加全事業者宛て郵送にて通知する。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

②本実施要領に示した事業概要提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

③見積書の金額が委託限度額を超える場合

④評価の公平性に影響を与える行為があった場合

- ⑤評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、江東区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称はABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

13 契約候補事業者の決定

(1) 11 評価基準及び審査方法において、1次審査と2次審査の合計点が最も高い者を契約候補事業者として選定し、事業提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、予算上限額の範囲内で契約を締結するものとする。なお、この協議の過程において、提案書の内容が一部変更となる場合がある。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合は次順位者を候補者とする。

14 留意事項

(1) 区は、必要と認める場合に、個別に提出書類の内容についての確認や追加資料の提出を求めることがある。

(2) 本提案に要する一切の費用は、提案する法人（又は団体）の負担とする。

(3) 事業概要提案書及び見積書については1者につき1提案に限る。

- (4) 提出された書類等は、江東区情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象公文書として原則開示する（ただし、区が同条例に規定する非開示情報に該当すると判断したものを除く）。
- (5) 区に提出された文書等は、原則として返却しない。
- (6) 区に提出された文書等について、原則提出後の差し替えは認めない。
ただし、提出期限内に限り、提出した書類の変更・再提出を可とする。
変更・再提出の際は、資料一式を必要部数持参すること。
- (7) 本業務の実施及び予算額については令和6年第1回区議会定例会における令和6年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となる場合がある。

15 問い合わせ先・提出先

〒135-0011 東京都江東区扇橋3-22-2（パルシティ江東内）

江東区総務部男女共同参画推進センター管理係

電 話 03-5683-0341（代表）

F A X 03-5683-0340

E-mail : 055201@city.koto.lg.jp